

会 議 録

| | |
|-------------------|--|
| 1 会 議 の 名 称 | 総務常任委員会 |
| 2 日 時 | 平成27年6月16日(火) 午後 1時30分 開会 午後 1時50分 閉会 |
| 3 場 所 | 全員協議会室 |
| 4 出 席 者 (7 人) | 横田 典之 橋田 夏枝 宮脇 俊彦 齊藤 裕樹 前田 秀資 山田 昌紀 越水 清 |
| 5 欠 席 者 | なし |
| 6 説 明 員 (0 人) | |
| 7 傍 聴 者 | 2人 |
| 8 事 務 局 | 参事(兼)次長 主査 |
| 9 会 議 の て ん ま つ | 別紙のとおり |

議 題 陳情第2号 保険診療への消費税ゼロ税率課税（免税措置）とする
意見書提出を求めることに関する陳情

結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【横田典之議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第2号、保険診療への消費税ゼロ税率課税（免税措置）とする意見書提出を求めることに関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 「陳情第2号、保険診療への消費税ゼロ税率課税とする意見書提出を求めることに関する陳情について」、私は不採択の立場で発言をさせていただきます。

市民の生命や健康を維持するため、地域医療の確保の観点から、この陳情の趣旨を理解できるのですが、税制上の問題であり、単に消費税のゼロ税率課税とするとかの問題ではなく、もっと抜本的な改革が必要であると考えます。2015年度税制改正大綱では、医療にかかる消費税等の税制のあり方については医療保険制度における手当のあり方の検討とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得るとされています。国において、広い視点の中で公平、公正の税制全体の見直しをして、医療にかかる消費税等の税制のあり方に関する議論をさらに深めていくことが必要であると考えております。

よって、今後も国の動向を注視しつつ、税負担の公平の原則を鑑みて、本陳情は不採択としたいと思っております。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第2号に対する賛成の意見を表明したいと思います。

消費税は御存じのとおり、消費者にも大きな負担を強いますが、事業者にとっても大きな問題を抱えていると思っております。今回保険診療について、消費税をゼロ税率にする。課税対象にしてゼロ税率にする。免税措置をするという意見書ですが、そのとおりだと思っております。保険診療は、理由にもあるとおり、非課税にされているために、医療機関が医療提供に必要な医薬品や治療材料、医療機器にかかる消費税が経営上大きな負担になっています。診療報酬の引き上げが過去に1.53%、昨年の平成26年度消費税8%引き上げ時も1.36%引き上げられましたが、これで消費税の負担を解消するというのは大変困難になっているというのはこの陳情に示されているとおりであります。陳情にあるとおり、保険

診療を課税対象にして、患者には負担がかからないようゼロ税率の扱いにして、仕入れにかかった消費税額が控除されるよう、還付申告で増税の負担が解消される、このことが解決策になると思っております。もし消費税10%増税が今の制度のまま強行されると、医療機関にとっては経営上も大きく影響を与える。経営を維持するためには消費税が転嫁できるような保険外診療の拡大につながりかねない危険性も持っていると思います。そうすると、患者に大きな負担がかかる。医療機関にとっても、患者にとっても、国の保険制度をこれから維持していく視点からも陳情を採択して国に要請を行うということが必要であると判断して、賛成したいと思います。

○委員【前田秀資議員】 陳情第2号の内容と理由については肯定的に受けとめたいと思います。しかし、陳情者の所属されている神奈川県保険医療協会についての情報について乏しく、陳情の背景がちょっと見えづらいところがあります。また、消費税の改変といわゆる軽減税率等の論議がされている中で、本陳情の趣旨だけを地方議会である当委員会が意見書を提出するということは違和感があります。

よって、不採択にすべきものだと思います。

○委員【橋田夏枝議員】 国民に必要な医療、介護を提供するという事は、医療機関や介護サービス業者が安定した経営をすることが必須となっています。しかし、以下の2つの理由で、陳情第2号に対して不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられ、日本の医療機関全体に負担がふえるのではないかと懸念されましたが、日本医師会の強い働きかけをきっかけに1.36%、5600億円が国より補填されました。その5600億円の補填財源は病院に1600億円、診療所に600億円配分されています。設備投資の多い医療機関への考慮などがされていないなど、不十分な点が残るものの、基本診療料に補填され、広く薄く行き渡っております。2017年4月に消費税が10%になることが決定され、現在医療業界では医師会を中心に国会議員や関係省庁との検討、調整を行っているとのことですが。現時点ではその対応を見守るべきと思うのが理由の1つです。

2つ目の理由ですが、保険診療に適合する軽減税率の導入をとありますが、与党税制協議会では生活必需品の消費税を低くする軽減税率の制度づくりをめぐる行き詰まっている状況にあるため、本陳情を認め意見書を提出することは時期尚早と考えるからです。6月10日、軽減税率制度の検討委員会は協議を中断することを決め、少なくとも1カ月程度は議論がストップする見通しとなりました。与党協議が行き詰まった最大の理由は、生鮮食料品が低所得者の負担をやわらげる効果が小さいということが判明し、軽減税率の線引きが非常に難題であるということが改めて認識されたからです。生活必需品中心に協議を進めている軽減税率の導入時期についても2017年の増税に間に合うのか危うくなってきた現状を踏まえたと、今回の陳情に賛成することはできません。

以上の理由によりまして不採択とさせていただきます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに御意見はございますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【横田典之議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第4号 「河野・村山談話」の無効を宣言し、自虐史観を一掃する「戦後70年談話」を日本政府に求める意見書の提出を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【横田典之議員】 次に、『陳情第4号、「河野・村山談話」の無効を宣言し、自虐史観を一掃する「戦後70年談話」を日本政府に求める意見書の提出を求める陳情』を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 陳情第4号、「河野・村山談話」の無効を宣言し、自虐史観を一掃する「戦後70年談話」を日本政府に求める意見書の提出を求める陳情について、私は不採択の立場で発言をさせていただきます。

平成5年に発表された河野談話では、これまで歴代内閣が継承してきた慰安婦問題についての日本政府の公式見解とされています。村山談話は平成7年に閣議決定に基づいて発表され、以後の内閣にも引き継がれている日本政府の公式の歴史見解とされています。河野・村山談話や今後発表される談話の内容について、地方議会から安易に取り上げていいものかということ、アジア全体の中での日本の位置づけ等を考えた中で、やはり国の専門機関でしっかりと慎重に議論されるべき問題であると考えます。

よって、本陳情は不採択としたいと思います。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第4号に対する反対の立場で意見を表明したいと思います。

河野談話で表明されている日本軍の慰安婦問題は、既に事実認定が日本の司法の場でされています。河野談話と前後して、1991年から2001年まで、10件の訴訟が日本の裁判所で提訴されて、そのうち8件で賠償は最高裁で認められていませんが、事実認定は高裁の段階でされています。事実認定がはっきりされているというのが慰安婦問題の状況だと認識しています。慰安婦を強制連行したことを示す証拠がない、また、元慰安婦の証言は信頼することができない、検証されていないということを根拠に村山談話の全体を信憑性の低いものと攻撃している立場での陳情だと思います。既にこうしたことについてははっきり事実認定がされていますので、無効を宣言することはできないと思いますし、村山談話についても安倍内閣も継承すると宣言していますから、これは無効に宣言する必要がないと思い、談話についても、それに沿った談話が必要であると認識していますから、この陳情については反対の表明をしたいと思います。

○委員【前田秀資議員】 陳情第4号について申し上げます。

歴史や歴史認識に対する考え方は人によってさまざまな考え方があることは承知しています。それぞれの考え方については尊重しなければならないところもあ

ります。しかし、市民に一番近い地方議員としての私は、事実と戦後の実績に基づくバランスある考えのもと、判断をしなくてはならないと思います。よって、陳情の内容の1番、2番ともに不採択にすべきものと思います。

若干補足説明をさせていただきますが、今回、史観という言葉がキーワードになっていると思うんですが、いわゆる自虐史観とは、自分の国の歴史をおとしめる歴史観を指しているのだと思います。その対義となる史観は自分の国の歴史を美しい物語として描き出す、仮に皇国史観というべきものを指すのでしょうか。いわゆる自虐史観を否定する人々が、満州事変から太平洋戦争に至る一連の戦争は国際法理念で認められた国家の権利を行使した自衛戦争だとして正当化し、自虐史観は日本を侵略国家と規定し、戦争を起こした責任を特定の独裁者や陰謀家になすりつけたと非難するまではともかく、現在における民主主義の是非の観点が欠落しているため、主張する史観の骨格がわからないで困っているところがあります。

従来 of 歴史の見方には大きく分けて循環史観と目的史観の2つがあります。前者は歴史は繰り返すとみなし、後者は歴史はある目的に向かって進行過程とみなします。従来、歴史の概説書の類いを初めとして一般に広く流布してきたのは後者の目的史観であります。それは世界史全体を一定の理想状態に向かっての発展過程として描き出す。その場合、世界史が目的とする理想状態とは、近現代の欧米諸国の文明であるとされています。しかしながら、近年に至ってその見方がやや揺らいできていることは否めません。

その中で、戦後70年、我が国はたちまして、お互いの歴史観でいつまでももめるより、歴史に謙虚に学びながら、未来志向で、何が有効的、効果的であるかを見きわめたほうがよい時代に入ったように私は思っております。

以上補足説明いたします。

○委員【橋田夏枝議員】 戦後70年における安倍首相の談話に世界的な関心が寄せられております。70年談話に侵略、植民地支配、反省、謝罪の4つのキーワードが入るかどうかが、マスコミの関心が高まっています。4つとも重要な問題をはらんでいます。侵略、植民地支配と反省、謝罪は分けて考えたほうがよろしいかと思っております。侵略も戦争も昔からあり、必ずしも悪いこととはされていませんでした。植民地支配もかつては違法ではない時代があり、近代史を見ても世界的に侵略、植民地支配を繰り返してきたことは事実です。アメリカでの1929年の大恐慌後、日本ではもはや経済的発展主義の時代ではないという認識が広がり、勝算のない無謀な戦争に突入していきました。戦後の日本の平和的な発展は30年代から終戦までの時代と著しい対照をなしています。過去の侵略と植民地支配の過ちを認めることと戦後の発展を誇らしく思うことは不可分であると思っております。河野談話と村山談話もそういった視点に立って発言されたことです。反省、謝罪は首相の外交行為であるが、これ以上の謝罪行為を国民が望んでいるのかは疑問が残るところです。

安倍首相はことし年頭の挨拶で、村山談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣

の立場を引き継いでいく、戦後70年の節目を迎え、安倍政権としてさきの大戦への反省、戦後の平和国家としての歩み、今後、アジア太平洋地域や世界のためにさらにどのような貢献を果たしていくのか、世界に発信できるようなものを考え、新たな談話に書き込んでいくと発言されていました。基本的に安倍首相は過去の談話を引き継いでいく方向であり、ごく自然な流れと受けとめております。

よって、本陳情は不採択とさせていただきます。

○委員長【横田典之議員】 ほかに御意見はございますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【横田典之議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【横田典之議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

午後1時50分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成27年6月16日

総務常任委員会
委員長 横田典之